

○桜井宇陀広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例

平成9年3月31日

条例第13号

改正 令和3年3月29日条例第1号

令和3年11月9日条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に基づき、職員のサービスの宣誓に関し必要な事項を定めるものとする。

(サービスの宣誓)

第2条 新たに職員となった者は、任命権者に宣誓書（別記様式）を提出しなければならない。

2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は別段の定めをすることができる。

(委任)

第3条 任命権者は、この条例に定めるもののほか、必要な事項を別に定めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月29日条例第1号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年11月9日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

別記様式（第2条関係）

宣 誓 書

私は、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに諸法規を遵守し、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、一部の奉仕者たることを排し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏名